

明治大学校友会 ハラスメント防止に関するガイドライン

1. 目的

明治大学校友会（以下、校友会）は、各種ハラスメントの発生を防止することで、校友とそれに関係する人々の権利と尊厳を守り、各自が自由に快適で安心できる校友会活動に参加できるようにすることを目的として、本ガイドラインを制定します。

2. 基本方針

校友会は、校友会活動に関わる人々の人権や尊厳を守るために、ハラスメントの発生を予防することに努め、また、校友会に関わる人たちは、互いが安心して校友会活動に参加できる環境を作ることに努めます。

3. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為によって相手側に不快感や不利益を与え、又は差別的若しくは不利益な取扱いによって相手側の人権を侵害し、公正かつ安全な校友会活動環境を損なう行為や言動を広く指します。

ハラスメントには、役割上の地位や優位な立場を背景とした言動等によるパワー・ハラスメント、性的な言動等によるセクシュアル・ハラスメント、言葉や態度によって人の心を傷つけるモラル・ハラスメント、酒の席でのアルコール・ハラスメント等があります。

(1) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、役割上の地位や人間関係などのグループ内での優位性を背景に、活動の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又はグループ環境を悪化させる行為をいいます。先輩から後輩だけではなく、同年齢（卒年）間、さらには後輩から先輩に対して行われることもあります。ここでの言動は、執ようで持続的な「いじめ」だけでなく、単発のものも含まれます。

(2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な発言や行為、また、性別や性的指向、性同一性などに関する発言や行為によって生じるハラスメントです。どのような性別間でも起こりえます。妊娠、出産、育児を理由としたマタニティー・ハラスメントの形をとることもあります。

セクシュアル・ハラスメントの典型例としては、個人的な性的要求に対する服従又は拒否を、役割分担や活動に反映させる等の「地位利用型・対価型」と性的要求や性的な言動を繰り返すことによって、相手方に不快感を与え、グル

ープ環境を悪化させる等の「環境型」が挙げられます。

(3) モラル・ハラスメント

言葉や態度等によって行われる精神的な嫌がらせを指します。言葉や態度、身振りや文書等によって、相手の人格的尊厳を傷つけたり、グループ環境を悪化させたりすることをいいます。密室やネット上等他人から被害が見えにくい場所で行われることもあります。

(4) アルコール・ハラスメント

飲酒の強要等はハラスメントになり、命に関わることもあります。

(5) その他のハラスメント

これまでに挙げたハラスメントの他にも様々なハラスメントがあります。校友会活動において、無意識のうちに発生しないよう、注意をお願いします。

(その他のハラスメントの例)

① ジェンダー・ハラスメント

男らしさ、女らしさを強要することもハラスメントになります。「男のくせに」「女性なら」という言葉は性的少数者へのハラスメントにもつながります。

② 障がい者、少数者等へのハラスメント

障がい者に対して差別を行なうことや、少数者等の意見を無視することもハラスメントになります。

③ セカンドハラスメント

勇気をもって相談に行ったものの、かえってそのことで二次的被害を受けることを指します。相談を受けた各支部の支部長等は、細心の注意をもってその相談について守秘義務を守った上で適切に対応する必要があります。

上記の各事例については、一部重複するものもありますが、ハラスメントは、これらが相互に関連して発生するものであることを理解しておく必要があります。

4. ハラスメントとなる行為の内容

相手に身体的・精神的・社会的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害するすべての言動がハラスメントとなります。

なお、以下にそれぞれのハラスメントの具体例を記載しますが、これらは一例であり、それぞれのハラスメントの内容を限定するものではありません。

(1) パワー・ハラスメントの例

① 身体的な攻撃－暴行、傷害

ア 相手を小突く、叩く、壁に押し付ける等の物理的な暴力をふるうこと。

イ 相手に怪我を負わせるような暴力をふるうこと。

② 精神的な攻撃－脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言

ア 発言、メール、SNS等で「無能」「バカ」「だからお前はダメなんだ」等相手の尊厳を傷つける言葉を発すること。

イ 威圧するように大声で叱責すること。(恫喝、暴言)

ウ 話しかけても意図的に無視すること。

エ 執ようにメール等を送信すること。

オ インターネット上のブログやツイッター、掲示板への書き込みによって他人を傷つけること。

③人間関係からの切り離しー隔離、仲間外し、無視

ア 校友会の活動をする上で必要な情報を意図的に伝えないこと。

イ 校友会活動等から不当に排除すること。

④過大な要求ー校友会の活動をするうえで明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制。活動の妨害

ア 通常の活動内では達成が困難な課題を日常的に強要すること。

イ 必要な引継ぎ等を行わず、対応できないレベルの活動目標・課題を課し、達成できなかったことに対して、厳しく叱責すること。

⑤過小な要求ー活動上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い役割を命じること。役割を与えないこと。

ア 一度軽微な失敗をしたことで、担当から外すこと。

イ 気に入らないメンバーに対して、嫌がらせのために仕事を与えないこと。

⑥個の侵害ー私的なことに過度に立ち入る

ア 私生活や私的活動への参加や協力を強要すること。

イ 立場上知り得た個人の情報を基にして、不当な言動・処遇をすること。

(2) セクシュアル・ハラスメントの例

① 地位利用型・対価型セクシュアル・ハラスメント

ア 個人的な性的要求に対する服従又は拒否を、校友会活動における役割分担等に反映させること。

イ 校友会活動における役割分担等を条件とした性的な働きかけをすること。

② 環境型セクシュアル・ハラスメント

ア 相手の意に反して執ように性的行為に誘ったり、交際の働きかけをしたりすること。

イ 強引に接触したり、性的な行為を行う、又は行おうとすること。

ウ 相手に性的不快感を与えるような仕方、身体を凝視したり、一方的に接近したりすること。

エ ジェンダー的役割を殊更に強要すること。

オ 性的関心から執ようにメール等を送信すること。

カ 不当な性差別的意識に基づいた言動等をする事。

キ ストーキング行為を行うこと。

(3) その他

- ① 活動中に知り得た個人情報や噂の流布などの、被害を受ける本人に対して直接的なされたものではない行為も対象に含まれます。
- ② 問題とされた行為がハラスメントであるか否かを判断する際には、受け手がどのように感じたかが重要になります。
- ③ 問題とされる言動を加害者の指示に従って加担したりする場合や、それらの言動がされるのを傍観した場合もハラスメントになることがあります。
- ④ 意図的に行った場合だけでなく、意図せずに行った言動、善意や好意のもとに行われた言動が結果的に相手を傷つけてしまった場合もハラスメントとなる場合があります。

5. 防止のための啓発活動

明治大学校友会は、ハラスメントの発生を予防するために、ハラスメント防止の啓発活動に努めるとともに、一人一人がハラスメントを起こさない・ハラスメントを容認しない環境作りの啓発に取り組みます。

6. 相談窓口

ハラスメント相談については、まずは、校友会本部事務局が受付窓口となります。その後、相談者からの同意を得て、本部監査委員会に報告し、監査委員会が今後の対応について決定いたします。

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応します。

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはありません。

相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置や再発防止策を講じる等適切に対応します。

相談窓口：明治大学校友会本部事務局（ハラスメント相談窓口担当）

TEL：03-3296-4730

Mail：koyuka@mics.meiji.ac.jp

住所：〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学紫紺館 2 階

受付時間：【平日】9：00～17：00 【土曜】9：00～12：30

※日曜・祝日、大学創立記念日や一斉休業期間（お盆期間、年末年始）は閉室となります。